

○ 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）
 （傍線部分は改正部分）

| | | 改 正 案 | |
|---|--|--|-----|
| | | 附 則 | 現 行 |
| 第四条 削除 | 附 則 | | |
| | （施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置） | | |
| | （傍線部分は改正部分） | | |
| 第四条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百三十六号）の施行の日後となつた場合には、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧法第五十六条の罪の犯罪行為（日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば同条の罪に当たりかつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。 | （組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置） | （組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置） | |
| 第二条 削除 | | | |